

相模原市監査委員公表第6号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づき、教育局教育総務室、総合学習センター及び教育環境部各課の定期監査を行ったので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表する。

平成22年2月22日

相模原市監査委員 大 貫 勲

同 石 橋 忠 文

同 久 保 田 隼 夫

同 小 池 義 和

1 監査の期日

平成22年2月22日

2 監査の対象及び方法

この監査は、教育局教育総務室、総合学習センター及び教育環境部各課において、平成21年度（平成21年12月末日まで）に執行した次に掲げる事務を対象とし、財務に関する事務が法令に準拠し、適正かつ効率的に執行されているかどうかを主眼として、抽出により実施した。

(1) 教育総務室

ア 各事業の支出に関する事務

(2) 総合学習センター

ア 総合学習センター使用料の徴収に関する事務

イ 各事業の支出に関する事務

(3) 学務課

ア 奨学金に関する事務

イ 各事業の支出に関する事務

(4) 学校保健課

ア 各事業の支出に関する事務

(5) 学校施設課

ア 各事業の支出に関する事務

3 監査の結果

教育局教育総務室、総合学習センター及び教育環境部各課における財務に関する事務の執行は、おおむね良好と認められた。

なお、事務処理上留意すべき事項のうち軽易なものについては、監査実施の際、関係職員に口頭で改善又は検討を求めている。